

## 森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領

〔平成25年5月16日付け25林政経第106号〕  
林野庁長官通知

最終改正：平成29年3月31日付け28林政経第305号

森林・林業再生基盤づくり交付金の実施については、次世代林業基盤づくり交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経第105号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### 第1 事業の内容等

#### 1 交付対象経費

森林・林業再生基盤づくり交付金（以下「交付金」という。）の交付対象経費については、別紙1のとおりとする。

#### 2 地域提案事業

- (1) 要綱第2の2の(4)の地域提案事業は、要綱の別表の目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業とする。
- (2) 地域提案事業の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）、交付率及び交付対象経費は、一体となって実施しようとする目標に係る事業実施主体、交付率及び交付対象経費に準ずるものとする。
- (3) 都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、森林整備・林業等振興整備交付金（要綱の別表のⅡの1に掲げるものをいう。以下「施設費」という。）及び森林整備・林業等振興推進交付金（要綱の別表のⅡの2に掲げるものをいう。以下「推進費」という。）のそれぞれについて、交付を受けた金額の20%の範囲内で、地域提案事業に係る経費の一部を事業実施主体に交付することができるものとする。

### 第2 事業計画

- 1 都道府県知事等は、要綱別記2の規定に基づき、様式2により事業計画、様式3により事前点検シート、様式4により森林・林業再生基盤づくり交付金チェックリスト、様式6の3により達成状況評価シートを作成し、様式1により林野庁長官（沖縄県知事及び沖縄県内の市町村長にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に申請し、その承認を受けるものとする。

- 2 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

要綱別記2に定める目標を定量化する指標（以下「指標」という。）は、別表の指標のガイドラインに基づき記載するものとし、該当する目標に関する都道府県及び市町村（以下「都道府県等」という。）ごとに設定する指標（以下「全体指標」という。）のほか、施設費の個々に設定する指標（以下「個別指標」という。）とする。

- (1) 基本的事項（森林・林業・木材産業に係る現状と課題、施策の基本方針等）
- (2) 全体計画（目標、全体指標）
- (3) 施設費

- ア 個別指標
- イ 具体的事業内容
- ウ 費用対効果分析結果

(4) 推進費

- ア 具体的実施内容

3 事前点検シート、森林・林業再生基盤づくり交付金チェックリスト及び達成状況評価シート

事業計画の内容の適切性及び達成状況評価について、都道府県知事等が作成するものとし、事業計画書に添付するものとする。

4 都道府県知事等は、事業計画の作成に当たっては、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第1項の規定に基づく「森林・林業基本計画」、森林法（昭和26年法律第249号）第4条に定める全国森林計画、同法第4条第5項に定める森林整備保全事業計画、同法第5条に定める地域森林計画、同法第10条の5に定める関係市町村の市町村森林整備計画、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第2項の規定に基づく「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想」、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第2項の規定に基づく「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成18年法律第47号）第4条第3項の規定に基づく「木材安定供給確保事業に関する計画」及び活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条第2項の規定に基づく「防災林業経営施設整備計画」、関係する流域において策定されている流域林業活性化実施計画、地域振興に関する基本的な計画又は方針との調和を図るとともに、関係行政機関、林業関係団体、民間非営利団体及び地域住民等との必要な調整を図るものとする。

5 要綱別表のⅡの1のうち、目的欄に掲げる「林業の持続的かつ健全な発展」及び「木材産業の健全な発展と木材利用の推進」に係る事業については、都道府県が定める目標の達成に資するものとする。

6 事業計画の変更

要綱別記2の3に定める重要な変更は、次のいずれかに該当する場合とし、様式1の事業計画変更承認申請書により行うものとする。ただし、施設費に係る附帯事業は除く。

- (1) 目標単位での指標（指標の種類及び数値）の追加・変更又は廃止
- (2) 目標単位での事業実施主体の新設（市町村広域連携支援を除く。）
- (3) 目標単位での事業実施主体の新設・変更又は廃止（市町村広域連携支援のみ。）

7 施設費に関する事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 他の施策・事業等との調整

都道府県知事等は、交付金の事業の実施に当たっては、次に掲げる国及び都道府県等の施策や事業等との関連とその活用に配慮するものとする。

1 治山に関する施策

- 2 森林保全整備に関する施策
- 3 森林環境整備に関する施策
- 4 国有林野の活用に関する施策
- 5 農業構造改善に関する施策
- 6 山村振興に関する施策
- 7 保安林等整備管理に関する施策
- 8 森林計画に関する施策
- 9 森林の流域管理システムの推進に関する施策
- 10 林業普及指導事業交付金に関する施策
- 11 森林病虫害等防除に関する施策
- 12 独立行政法人農林漁業信用基金に関する施策
- 13 林業・木材産業改善資金に関する施策
- 14 合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品に関する施策

なお、森林整備加速化・林業再生事業（森林整備加速化・林業再生事業実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）による事業をいう。）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等による関連諸制度との調和を図るとともに、強い農業づくり交付金（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け17生産第8260号農林水産事務次官依命通知）による事業をいう。）、農山漁村振興交付金（農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）による事業をいう。）等の関係事業と十分な調整を図るよう留意するものとする。

#### 第4 国の助成措置等

国は、要綱第4の2に定める交付金による事業の実施に必要な経費の交付に当たっては、事業計画に定めた指標の目標値を踏まえ、事業計画の客観的な評価を行うとともに、執行状況等を斟酌し、別に定めるところにより、都道府県等ごとに算定する。

#### 第5 事業の実施

- 1 事業は、第2の事業計画に基づいて、それぞれの事業実施主体が所要の手続を経て実施するものとする。
- 2 事業に係る交付金の交付申請、受領及び事業実施主体への交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、都道府県知事等が行うものとする。
- 3 都道府県知事等及び事業実施主体は、地域の実情に鑑み、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

#### 第6 事業実施の報告

都道府県知事は、推進費について、様式5により実施報告書を作成し、これを事業実施の翌年度の5月末日までに林野庁長官等に報告するものとする。

#### 第7 達成状況報告

都道府県知事等は、要綱第5に基づき、様式6の1により、指標の達成状況について、

下記のとおり林野庁長官等へ報告するものとし、事業実施主体等は、都道府県知事等が行う達成状況の報告に必要な調査等に協力しなければならない。

## 1 全体指標

### (1) 施設費

ア 目標年度は、事業完了の翌年度（以下「調査初年度」という。）から起算して5年目とする。

イ 調査年度は、目標年度とし、調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

### (2) 推進費

ア 目標年度は、調査初年度とする。

イ 調査年度は、目標年度とし、調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

## 2 個別指標

(1) 目標年度は、調査初年度から起算して5年目とする。

### (2) 調査年度及び報告年度

調査は、調査初年度から目標年度までの全ての年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）、林業機械作業システム整備により導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支実績についても、調査初年度（事業完了年度に営業実績がある場合は、その年度分も含める）から目標年度までの全ての年度で調査を行い、各調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

### (3) 低調な施設等についての報告

前号の報告で、事業計画に対し達成率が80%未満となった年度においては、施設ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組を別様に記載し、達成状況報告に添付するものとする。

なお、要綱第7に基づく改善措置等を第9により実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。

## 3 達成状況評価結果の配分額への反映

林野庁長官等は、達成状況の報告により、目標数値に対する実績が低い都道府県については、報告の翌年度の交付金の配分に反映するものとする。

## 第8 事業評価

1 要綱第6に基づき、事業実施主体は、個別の施設費について、森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領（平成25年5月16日付け25林政経第108号林野庁長官通知）に基づいて、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。

### 2 事前評価

事業実施主体は、事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、都道府県知事等に報告するものとする。

### 3 事後評価

事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った施設ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、都道府県知事等に報告するものとする。また、収支を伴う施設については、調査初年度から起算して3年目についても費用対効果分析を行うこととし、都道府県知事等に報告するものとする。

なお、上記による報告を受けた都道府県知事等は、様式6の2により各評価年度の翌年度の10月末日までに要綱第5に基づく達成状況報告と併せて林野庁長官等に報告するものとする。

#### 4 その他

上記のほか、都道府県知事等は、要綱第5に基づく達成状況報告の際に、当初想定された事業効果が発現されているか否かといった観点から総合的評価を行うものとする。

### 第9 改善措置等

要綱第7に基づく改善措置等については、次のとおりとする。

- 1 低調である場合とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 事業計画に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が3年間連続して70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合
  - (2) 事業計画に定める指標が目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70%未満となった場合
- 2 都道府県知事等は、1の(1)の場合又は(2)の場合には、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者）等による経営指導及び事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、その結果について様式7により林野庁長官等に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない予測不能な事態によるものを除く。
- 3 都道府県知事等は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を様式6の1に準じて林野庁長官等へ報告するものとする。
- 4 都道府県知事等は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を林野庁長官等へ報告するものとする。
- 5 林野庁長官等は、都道府県知事等から4による検討の結果、事業を継続する旨の報告を受けた場合には、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときは、都道府県知事等に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合、学識経験者等第三者の意見を聴取することができるものとする。

### 第10 事業の透明性・客観性の確保

都道府県知事等は、交付金による事業に係る事業計画（変更計画含む。）、達成状況報

告、事業評価結果、改善措置の内容及びその進捗状況について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表するものとする。

#### 第11 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、都道府県知事等は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式8により林野庁長官等に提出することとする。

#### 第12 その他

内閣府沖縄総合事務局長は、第2の1及び6、第6、第7、第8の3、第9の2、3及び4並びに第11に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

#### 第13 経過措置

森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成20年3月31日付け19林政経第310号林野庁長官通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、旧通知に基づいて平成24年度までに実施された事業に係る報告並びに平成24年度から繰り越された事業で平成25年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定の適用については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成27年4月9日付け26林政経268号林野庁長官通知による改正前の本要領に基づいて平成26年度までに実施された事業並びに平成26年度から繰り越された事業で平成27年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定の適用については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて平成27年度までに実施された事業及び平成27年度から繰り越された事業で平成28年度以降に実施されるものに係る執行、報告、改善措置等に関する規定の適用については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この通知は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本運用に基づいて実施された事業に係る執行等に関する規定の適用については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本運用に基づいて実施された事業に係る執行等に関する規定の適用については、なお従前の例による。

## 森林・林業再生基盤づくり交付金交付対象経費

＜森林整備・林業等振興整備交付金＞

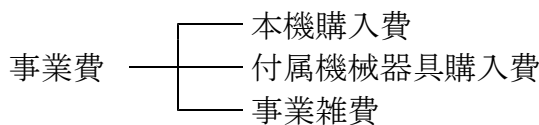
### 1 森林整備・林業等振興整備交付金事業費

#### (1) 林業機械作業システム整備

##### ア 林業機械導入

機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。なお、導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

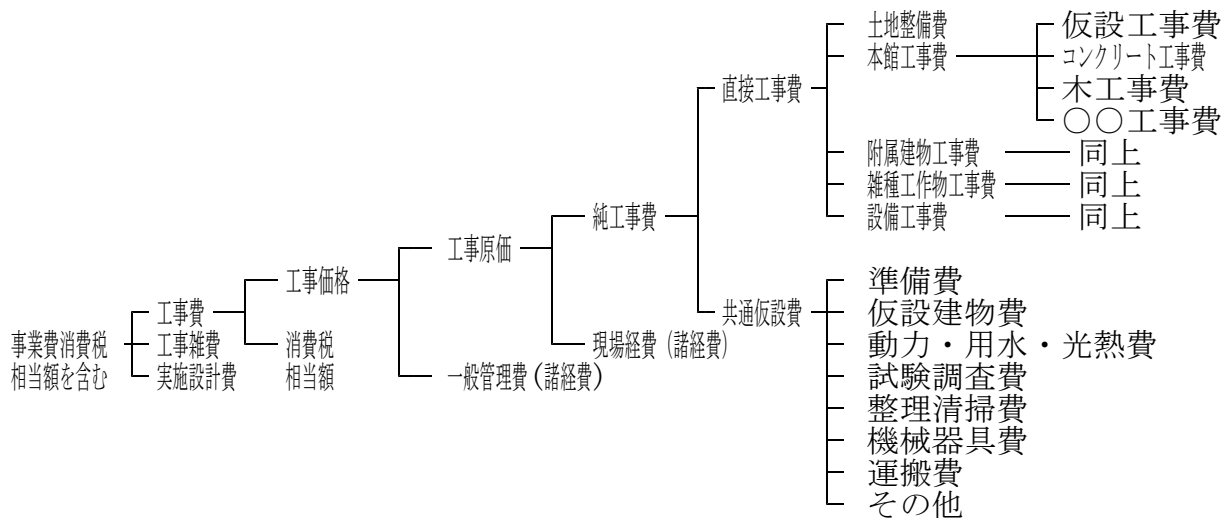
##### (ア) 機械器具費



事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料及び定置式機械の据付料、②車両購入に伴う重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

##### (イ) 建物建築費及び構築物設置費



##### a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

##### (a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

##### i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

##### ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる



経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

- i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業実施主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業実施主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業実施主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次の表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報 賃	酬金 用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、 ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含む ものとする。
旅 需 用 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費 消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上 特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本 費、光熱水料及び修繕料
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費
委 託 料	登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に

必要な経費とする。)とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(ウ) 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準（平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知）、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知）に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

- a 指導監督費は補助対象としないものとする。
- b 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。
- c 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

なお、歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛に定める用地造成工事に係る歩掛を適用するものとする。

(2) 効率化施設整備

ア 効率化作業基地整備

土地整備費及び構築物の設置費とし、(1)のアに準ずる。

イ 林業生産施設

(1)のアに準ずる。

(3) 活動拠点施設整備

(1)のアに準ずる。

(4) 森林フィールド整備

(1)のアに準ずる。

(5) 森林環境教育活動施設整備

(1)のアに準ずる。

(6) 共同施設整備

(1)のアに準ずる。

(7) コンテナ苗生産基盤施設等の整備

ア コンテナ苗生産基盤施設等

(1)のアに準ずる。

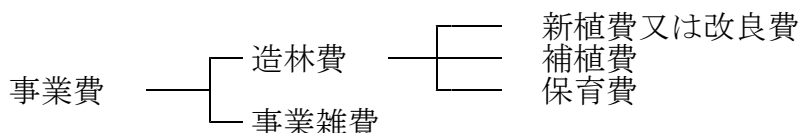
イ コンテナ苗生産資材

コンテナ苗の育苗に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。

(8) 特用林産物活用施設等整備

ア 特用林産物生産基盤整備

(ア) 特用樹林造成



a 造林費

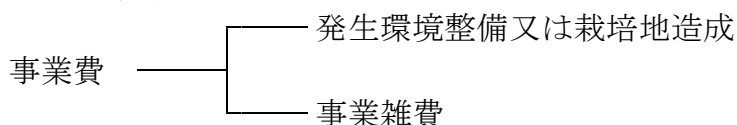
区 分	内 容
新植費	地拵え費、苗木(種子)代、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費、階段作設費等
改良費	(なら、くぬぎ等) 地床かき起費、支障物除去費、不良木とう汰費、不要ぼう芽除去費、苗木(種子)費、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
	(竹) 不良木竹の伐採整理費、支障物除去費、竹苗費、竹苗堀取費、竹苗運搬費、仮植費、植付費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
補植費	苗木費、苗木運搬費、仮植費、植付費等
保育費	下刈費、雪起こし費、根踏み費、台切り費、芽かき費、ぼうが整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等

それぞれの経費には、賃金にかかる社会保険料（賃金支弁者の負担分に限る。）、人員輸送車及び役職手当等の諸手当を含むものとする。

b 事業雑費

当該造林予定地について実施する測量、森林調査及び事業計画の樹立に要する経費並びに造林事業を実施する際に要する雑費とし、その内容は、補助作業員に対する賃金、消耗品費、標識費、雑役務費及び旅費とする。

(イ) 山菜・薬草等造成



a 発生環境整備

地床整備費、枝打費、除伐費、支障木整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等とする。

b 栽培地造成

整地費、耕うん費、枝打費、除伐費、支障木整理費、土壌改良費、わさび田造成費等とする。ただし、おうれんにあつては、新植、播種及び保育を含むものとする。

c 事業雑費

(ア)のbに準ずる。

- (ウ) 作業道等整備
  - (1)のアの(ウ)に準ずる。
- (エ) ほだ場等造成
  - 特用林産物生産のための林間及びほだ場の造成、給排水施設等の整備に要する次の経費とする。
    - a 林間ほだ場造成
      - 地床整備費、枝打費、除伐費、保育間伐費及び支障木整理費とする。
    - b 事業雑費
      - (ア)のbに準ずる。
- イ 特用林産物生産施設
  - (1)のアに準ずる。
- ウ 特用林産物加工流通施設
  - (1)のアに準ずる。
- エ 廃床等活用施設
  - (1)のアに準ずる。
- オ 特用林産物獣害対策施設
  - (1)のアに準ずる。
- (9) 木材加工流通施設整備
  - (1)のアに準ずる。
- (10) 森林バイオマス等活用施設整備
  - (1)のアに準ずる。
- (11) 木造公共施設整備
  - (1)のアに準ずる。ただし、直接工事費については、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目に係る経費のみとし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に係る経費、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に記載がある項目に係る経費並びに備品に係る経費は除く。また、木造公共施設にあつては非木造部分の整備に係る経費は除く。
- (12) 未利用間伐材等活用機材整備
  - (1)のアに準ずる。
- (13) 木質バイオマス供給施設整備
  - (1)のアに準ずる。
- (14) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備
  - (1)のアに準ずる。
- (15) 地域提案型
  - 上記に準ずる。

## 2 森林整備・林業等振興整備交付金附带事業費

森林整備・林業等振興整備交付金附带事業は、施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な事業であるという趣旨を踏まえ、森林・林業再生基盤づくり交付金

事業計画書に定める目標ごとの森林整備・林業等振興整備交付金事業と一体的に実施するものとし、本附帯事業費の総額は、目標ごとの附帯事務費を除いた事業費総額（消費税を除く。）の1割以内とする。

国費充当率（交付率）については1/2以内とし、対象となる経費については次のとおりとする。

(1) 技術者給

事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。

(2) 賃金

事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝金

森林・林業再生基盤づくり交付金を推進するために開催する会議等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。

(4) 旅費

森林・林業再生基盤づくり交付金を推進するために開催する会議等に出席する委員及び指導者等の旅費とする。

(5) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）、印刷製本費、光熱水料、資料購入費、修繕料等とする。

(6) 役務費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、薬剤散布費、わなかけ費、伐倒費、労災保険料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車取得税等とする。

(7) 委託料

資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料、航空機巡視等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

(9) 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

(10) 原材料費

技術開発、商品開発、情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

(11) 構築物設置費

1の(1)のアの(イ)に準ずる。

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

### 3 都道府県附帯事務費

森林整備・林業等振興整備交付金を推進するため、都道府県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業実施主体に対する指導、林業関係団体の意見を聴くために必要な会議の開催等に要する次の経費とする。

なお、事業費（消費税を除く。）の1.7%を上限として経費に充てることができるこ

ととし、国費充当率（交付金）は1/2以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

(1) 人件費

森林整備・林業等振興整備交付金による事業（以下「事業」という。）に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。

(2) 賃金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に参加する委員等の謝金とする。

(4) 旅費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

(5) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料及び修繕料とする。

(6) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車取得税とする。

(7) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(9) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

#### 4 市町村附帯事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費とし、その内容は3の都道府県附帯事務費に準ずる。

なお、事業費（消費税を除く。）の0.4%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率（交付金）は1/2以内とする。

また、市町村広域連携支援の場合は2.1%を上限とするが、都道府県を経由する場合は、都道府県附帯事務費は1.7%を上限とし、市町村附帯事務費は、上限の2.1%から都道府県附帯事務費の割合を減じた割合を上限とすることとする。

< 森林整備・林業等振興推進交付金 >

#### 5 森林整備・林業等振興推進交付金事業費

(1) 技術者給

事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。

(2) 賃 金

事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝 金

森林・林業再生基盤づくり交付金を推進するために開催する会議等に参加する委員及び事業を実施する上で必要な指導者等の謝金とする。

(4) 旅 費

森林・林業再生基盤づくり交付金を推進するために開催する会議等に参加する委員及び事業を実施する上で必要な指導者等の旅費とする。

(5) 需 用 費

消耗品費、燃料費、食糧費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）、印刷製本費、光熱水料、修繕料等とする。

(6) 役 務 費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、薬剤散布費、わなかけ費、伐倒費、自動車重量税、自動車取得税等とする。

(7) 委 託 料

資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料、航空機巡視等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

(9) 備品・資機材購入費

事業実施のために直接必要な備品・資機材（薬剤、苗木代、鉋、鎌等）の購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

(10) 構築物設置費

1の(1)のアの(イ)に準ずる。

(11) 地域提案型

上記に準ずる。

森林整備・林業等振興推進交付金事業費に係るメニューごとの交付対象経費は、下記のとおりとする。

(1) 山地防災情報体制の整備

技術者給、需用費、委託費

(2) 山地防災情報の提供

謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費

(3) 大規模山地災害に係る協力体制の整備

技術者給、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費

- (4) 山地災害危険箇所の把握  
技術者給、賃金、旅費、需用費、役務費、委託費、備品・資機材購入費
- (5) 森林病虫害防除
- ア ① (要綱別表のそれぞれのメニューに係る項目番号と同じ。以下、同様。)  
賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、構築物設置費 (軽微なものに限る。)
- イ ②  
賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資材購入費
- ウ ③  
賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品・資材購入費
- エ ④  
賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、構築物設置費 (軽微なものに限る。)
- (6) 松林等健全化促進  
技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、構築物設置費
- (7) 森林病虫害等防除活動支援体制整備促進  
技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費
- (8) 松林保全体制整備強化
- ア ①及び②  
賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
- イ ③  
(7)に準ずる。
- ウ ④及び⑤  
賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費
- (9) 野生鳥獣被害防除
- ア ①  
需用費、役務費、備品・資機材購入費、構築物設置費
- イ ②～⑤  
(6)に準ずる。
- (10) 森林保全管理対策
- ア ①  
需用費、役務費、使用料及び賃借料
- イ ②  
旅費、謝金、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費
- ウ ③  
旅費、賃金、需用費、使用料及び賃借料
- エ ④  
委託料、技術者給、備品・資機材購入費
- (11) 林野火災予防対策



ア ①  
委託料、需用費、備品・資機材購入費

イ ②  
需用費、備品・資機材購入費、構築物設置費

ウ ③  
技術者給、謝金、賃金、委託料、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費

エ ④  
委託料、技術者給、賃金、備品・資機材購入費、構築物設置費

(12) 担い手確保・育成対策

賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

(13) 林業労働災害撲滅プロジェクト

ア (1)～(3)  
(12)に準ずる。

イ (4)  
技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

別表

指標のガイドライン（施設費関係）

- 1 全体指標の設定単位は計画主体（都道府県又は市町村）ごと、個別指標の設定単位は事業実施主体ごととする。
- 2 地域提案については、補完し、連携して実施するメニューに準ずるものとする。
- 3 下表のうち、○は必須、●はどれか一つ必ず選択（森林整備の推進は二つ選択、望ましい林業構造の確立は◎も含め二つ選択）、◎は事業内容等により必ず選択する指標とする。

（森林整備・林業等振興整備交付金）

目標	全体指標	メニュー	事業種目	個別指標
森林整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●間伐材利用量（増加率）</li> <li>●間伐材の生産性（目標値）</li> <li>●経営計画の作成率（目標値）</li> </ul>	高性能林業機械等の整備	林業機械作業システム整備のうち【森林整備型】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●間伐材利用量（増加率）</li> <li>●間伐材の生産性（目標値）</li> <li>●経営計画の作成率（目標値）</li> </ul>
森林の多様な利用・緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○林業研究グループ1団体当たりの年間活動回数（増加数）</li> <li>○森林づくり活動の実施団体数（増加率）</li> </ul>	森林づくり活動基盤の整備	森林フィールド整備 森林環境教育活動施設整備 共同施設整備	○事業費1万円当たりの年間施設利用者数（施設の効率性）
優良種苗の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンテナ苗の生産量（増加量）</li> <li>●コンテナ苗の生産量（増加率）</li> <li>●コンテナ苗の生産（5万本以上）事業体数</li> </ul>	コンテナ苗生産基盤施設等の整備	コンテナ苗生産基盤施設等整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンテナ苗の生産量（増加量）</li> <li>●コンテナ苗の生産量（増加率）</li> <li>●要望額における費用対効果</li> </ul>
望ましい林業構造の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●素材生産量（増加率）</li> <li>●素材生産性（目標値）</li> <li>◎経営計画の作成率（目標値）【活動拠点】</li> </ul>	高性能林業機械等の整備	林業機械作業システム整備のうち【素材生産型】 効率化施設整備【効率化】 活動拠点施設整備【活動拠点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●素材生産量（増加率）</li> <li>●素材生産性（目標値）</li> <li>◎経営計画の作成率（目標値）【活動拠点】</li> </ul>
特用林産の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象品目の生産量（増加率）</li> <li>●対象品目の造成面積（増加率）</li> <li>●対象品目の生産性（向上率）</li> <li>●対象品目の生産コスト（縮減率）</li> </ul>	特用林産振興施設等の整備	特用林産物活用施設等整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象品目の生産量（増加率）</li> <li>●対象品目の造成面積（増加率）</li> <li>●生産性（向上率）</li> <li>●生産コスト（縮減率）</li> </ul>

木材利用及び木材産業体制の整備推進	○地域材利用量（増加量・増加率） ◎素材生産量（目標値）＜木材加工流通施設等＞ ◎木質バイオマス利用量（増加量）＜木質バイオマス＞ ◎未利用間伐材利用率（利用率）＜木質バイオマス＞ ◎低層の公共建築物の木造率及び木造率の伸び率＜木造公共＞	木材加工流通施設等の整備	木材加工流通施設整備 森林バイオマス等活用施設整備	●地域材利用（加工）量（目標値・施設の効率性） ●地域材利用（流通）量（目標値・施設の効率性） ●地域材利用（乾燥）量（目標値・施設の効率性） ◎製材の生産性（目標値） ◎乾燥材率（目標値）
		木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	○施設利用者数（施設の効率性） ○単位面積当たりの地域材利用量（施設の効率性） ○単位面積当たりの事業費（施設の効率性） ○CLT利用量（新技術の普及）
		木質バイオマス利用促進施設の整備	未利用間伐材等活用機材整備 木質バイオマス供給施設整備 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	○木質バイオマス利用量（増加量・施設の効率性）
市町村広域連携支援	●協定による地域材供給・利用量（目標値・増加率） ●協定による産物の供給・利用量（目標値・増加率） ●協定による施設利用者数（目標値・増加率）	市町村広域連携支援	上記全ての事業種目	●協定による地域材供給・利用量 ●協定による産物の供給・利用量 ●協定による施設利用者数

指標のガイドライン（推進費関係）

- 1 全体指標の設定単位は計画主体（都道府県又は市町村）ごととする。
- 2 地域提案については、補完し、連携して実施するメニューに準ずるものとする。
- 3 下表のうち、●は事業内容等によりどれか一つ必ず選択、◎は事業内容等により必ず選択する指標とする。

（森林整備・林業等振興推進交付金）

政策目標	全体指標	メニュー
山地防災情報の周知	●住民への周知率（山地災害危険地区が地域住民等に周知されている市町村の割合） ●研修会等の開催数	山地防災情報伝達の総合的な推進
森林資源の保護	（例）森林病虫害の駆除率、野生鳥獣被害の抑制 等	森林資源保護の推進
	（例）森林保全推進員の増加 等	森林環境保全の推進
林業担い手等の育成 確保	◎認定事業主数 ◎新規就業者数	担い手の確保・育成対策
	◎災害発生件数（減少率）	林業労働災害撲滅プロジェクト